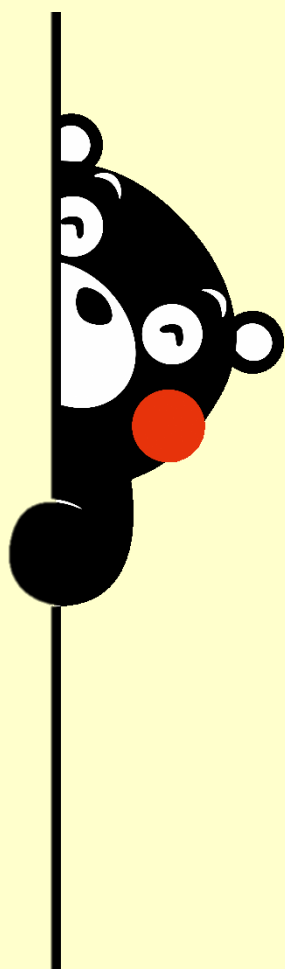


事業者の皆様へ

「持続可能な社会の実現に寄与する 熊本県公契約条例」 を制定しました！

令和5年（2023年）4月1日施行



県と事業者の皆様が結ぶ契約（公契約）に関して、関係者の責務を明らかにし、契約のあり方や基本的な考え方を示した条例ができました。

この条例に沿って、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供や労働環境の整備・地域経済の振興を図るための取組を進めていきます。

©2010 熊本県くまモン

公契約を通じて、持続可能な社会の実現のための取組を推進します！

熊本県

「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」の 主な内容

基本理念（第3条）

県と事業者が結ぶ契約のあり方や基本的な考え方を示したもので、4つの基本理念を掲げています。

基本理念1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

- 1 契約の透明性の確保
- 2 競争の公正性の確保
- 3 談合その他の不正行為の排除

基本理念2

総合的に優れた内容の契約の締結

- 1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止
- 2 価格以外の多様な要素の考慮

基本理念3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備
・活力ある地域経済の振興

- 1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備
- 2 県内事業者の受注機会の確保
- 3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案
- 4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案

基本理念4

事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

責務（第4条・第5条）

- 県の責務： 基本理念にのっとり、必要な取組を推進
- 事業者の責務： 法令遵守・適正履行・公契約に関する取組への協力

事業者等との協力（第6条）

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進

熊本県は、持続可能な社会の実現に向け、公契約を活用してまいります。
事業者の皆様のご理解・ご協力をお願いします！

条例の全文など、詳しくはコチラ↓↓

熊本県 公契約条例

検索



よろしくま



【問合せ先】

熊本県出納局管理調達課 TEL:096-333-2581 / FAX:096-381-9010